

総 税 企 第 7 4 号
平成25年6月12日

各 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長
殿

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

「電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の
特例について（通知）」の一部改正について

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第37号）の施行及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）の公布に伴い、「電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例について（通知）」（平成10年6月5日自治税企第15号自治省税務局企画課長通知）の一部を下記のとおり改正しますので、適切に運用されるようよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添1及び別添2の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおり改正する。

別添1の改正は平成26年1月1日より、別添2の改正は平成28年1月1日より適用する。